

# 大分県報

令和八年  
第六八五号  
三月三日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請……………二
- 令和七年度臨時種畜検査に合格した種畜……………三
- 臨時種畜検査の実施……………四
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（二件）……………四
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………四
- 森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………四
- 大分海区漁業調整委員会告示……………四
- たる流し漁業の禁止……………五
- 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止……………五
- あわび類及びびうに類の採捕の禁止……………六
- 公 告……………七
- 放置車両の確認等に関する事務の委託……………七

### ○告示

#### 大分県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和八年三月三日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
すこやか歯科	梅林 雅史	中津市蛭子町三丁目九九番地ゆめタウン中津三階	令八・一・一
藤本調剤薬局玉津店	有限会社藤本調剤薬局	豊後高田市玉津一三三	令八・一・一
前田内科医院	医療法人三省	中津市大字田尻一〇七五番地	令八・一・一
梶原病院	医療法人梶原病院	中津市中殿町三丁目二九番地の八	令八・一・一
鉄輪歯科クリニック	医療法人皓歯会	別府市大字鉄輪二二九番地の一	令八・一・二五
合原歯科医院	合原 誠治	日田市田島本町一〇一一	令八・一・一
つちや歯科医院	医療法人つちや歯科医院	佐伯市長島町二丁目二番一〇号	令八・一・一
スマイル薬局荘園店	有限会社YHY	別府市鶴見野口四五二四番地二三〇	令八・一・一
オリーブ薬局	有限会社オリーブ薬局	中津市湯屋二七三一一	令八・一・一
まえはら調剤薬局	有限会社はらから	豊後大野市緒方町馬場三三番地	令八・一・一
ゆうき皮ふ科クリニック	医療法人ゆうき皮ふ科クリニック	臼杵市大字市浜七四三番地九	令八・一・一

令和八年三月三日

大分県報（告示）





32544990016	T W3146	その他	級外
32544990017	T W3709	その他	級外
32544990018	T W3953	その他	級外

大分県告示第九十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和八年三月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和八年四月六日	宇佐市安心院町	豚

大分県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表後藤吉秀からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年三月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	向野第三地区	令八・三・三から 令八・三・二三まで	豊後大野市役所

大分県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地

改良事業施行申請人代表川邊典章からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和八年三月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	辻ヶ迫地区	令八・三・三から 令八・三・二三まで	豊後大野市役所

大分県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和八年三月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災ダム事業（ため池群整備）	矢部東地区	令八・三・三から 令八・三・二三まで	宇佐市役所

大分県告示第百三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和八年三月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

令和八年四月一日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 一 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 二 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認し、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 三 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 四 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らの措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから姫島（大分県東国東郡）を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿部 貴史

一 禁止区域

1 あわび類

(一) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイからハまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十四分・四九三分、東経百三十一度三十一分・三七〇分

点ロ 点イから真方位三百二十三度五分三十分の点

点ハ 北緯三十三度四十四分・五五七分、東経百三十一度三十一分・四五五分の点から真方位三百三十九度一分三十分の点

点ニ 北緯三十三度四十四分・五五七分、東経百三十一度三十一分・四五五分の点から真方位九十三度五分十二分二秒の点

点ホ 北緯三十三度四十四分・五五〇分、東経百三十一度三十一分・四四七分の点から真方位百四十一度十二分十秒の点

点ヘ 北緯三十三度四十四分・五二七分、東経百三十一度三十一分・四六三分

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九分・四〇分、東経百三十一度四十九分・六九六分

点ロ 点イから真方位九十度五十分の点

点ハ 点ロから真方位九十度五十分の点

点ニ 北緯三十三度九分・〇二分、東経百三十一度四十九分・七一五分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからハまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七分・八六七分、東経百三十一度五十四分・〇二〇分

点ロ 点イから真方位百二十八分百十六秒の点

点ハ 北緯三十三度七分・九一〇分、東経百三十一度五十四分・〇九二分

(四) 津久見市大字四浦字鳩浦地先の次に掲げるイからニまでの各点を順次に結んだ直線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 仙水漁港沖側防波堤根基に漁業権管理者が設定した点

点ロ 点イから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点

点ハ 点ロから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点

点ニ 仙水漁港沖側防波堤突端に漁業権管理者が設定した点

(五) 津久見市大字保戸島地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ くじらばえ西端

点ロ 点イから真方位三百二十一度五十九メートルの点

点ハ 点イから真方位二百三十二度三百七十四メートルの点

点ニ ごじらばえ東端

(六) 佐伯市上浦地先の次に掲げるイからハまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度二・九三分、東経百三十一度五十五分・六二七分

点ロ 北緯三十三度二・八九五分、東経百三十一度五十五分・七二六分

点ハ 北緯三十三度二・七五分、東経百三十一度五十五分・六四六分

(七) 佐伯市鶴見有明浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十六分・六六四分、東経百三十一度五十九分・四五〇分

点ロ 北緯三十二度五十六分・六六六分、東経百三十一度五十九分・四四一分

点ハ 北緯三十二度五十六分・七〇〇分、東経百三十一度五十九分・四二五分

点ニ 北緯三十二度五十六分・七〇九分、東経百三十一度五十九分・四三九分

(八) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位八十八度十三メートルの点

点ロ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十四度三十三分三十五メートルの点

点ハ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十八度五十一分三十七メートルの点

点ニ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位二百六十八度二十一メートルの点

2 うに類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結

んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・三〇三分、東経百三十一度四十九・六五六分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・二七八分、東経百三十一度四十九・六五六分

(二) 白杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・八五一分、東経百三十一度五十三・八四〇分

点ロ 点イから真方位三百四十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位三百二十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度七・九〇五分、東経百三十一度五十三・九三七分

3 あわび類及びびうに類

国東市国見町地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十一・一四四分、東経百三十一度三十六・七三九分

点ロ 北緯三十三度四十一・一二八分、東経百三十一度三十六・七二六分

点ハ 北緯三十三度四十一・一〇〇分、東経百三十一度三十六・八一五分

点ニ 北緯三十三度四十一・〇八四分、東経百三十一度三十六・八〇三分

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで

## ○公 告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、放置車両の確認等に関する事務を次のとおり委託した。

令和8年3月3日

大分県大分中央警察署長 萩 尾 伸 司

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ大分支社

(2) 主たる事務所の所在地

大分市高松一丁目2番27号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

大分県大分中央警察署の管轄区域

(2) 期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

令和八年三月三日

大分県報(大分海区漁調委告示・公告)